

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	200 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	191 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	37 件
国民年金関係	26 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の平成11年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月

私は、20歳のときに国民年金に加入した後、60歳になるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、20歳になった昭和45年*月から、申立期間を除き、申立期間前後を含めて60歳に至るまで国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、保険料が未納である旨の通知を受け取り、同封されていた納付書で当該保険料を納付したと説明しているところ、オンライン記録によると、平成13年9月に過年度納付書が作成されたことが確認でき、当該納付書により納付可能な11年8月から13年3月までの期間の納付記録を見ると、申立期間を除き、保険料は全て現年度納付されていることから、当該納付書は申立期間の保険料に係る過年度納付書であったものと考えられる上、当該納付書が作成された時点前後において、申立人の住所及び職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで
私の母は、私が20歳になった昭和45年*月頃に国民年金の加入手続きを行い、60歳に到達するまで私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、20歳になった昭和45年*月以降、申立期間を除き、申立期間前後を含めて60歳に到達するまで国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間を含め、老齢基礎年金を満額受給するに十分な保険料を納付している上、母親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の父親は、申立期間を含め、60歳に到達するまでの保険料が全て納付済みとなっている。

さらに、申立期間前後を通じて、申立人及びその両親の住所、並びに父親及び申立人の仕事に変更は無く、その生活状況にも大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年12月まで

私たち夫婦は、初めて国民年金に加入したとき、前年度の国民年金保険料1年分を納めるようにと、年金手帳と一緒に納付書が送られてきたので、妻が最寄りの金融機関で夫婦二人分の保険料を納付した。妻は申立期間の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和49年1月から60歳に至るまでの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人とその妻の国民年金手帳の記号番号が連番で払い出された昭和49年7月時点で、申立期間を含む48年度の保険料を過年度納付することが可能である上、一緒に過年度納付したとする妻は、当該年度の保険料が納付済みであり、所持する領収証書から49年9月2日に当該年度の保険料を納付したことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで
私の夫は、転居した昭和53年11月に夫婦二人の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料は義父又は義姉が私たち夫婦の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであること、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は、昭和54年1月に連番で払い出されており、申立人は、53年11月から保険料の納付を開始し、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、手帳記号番号が連番で払い出されている夫は申立期間を含め国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、昭和53年11月から申立期間直前の59年3月までの期間の夫婦の保険料の納付日は全て同一日であることが国民年金被保険者カードで確認できるなど、申立内容に不自然さはみられず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から同年12月まで
私の前妻は、私が会社を退職した後、国民年金の加入手続をしてくれ、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和47年5月頃に払い出されており、申立人は申立期間の保険料の納付書を受け取っていたものと考えられること、申立人の保険料を納付していたとする前妻は、申立期間の自身の保険料を納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 60 年 3 月まで

私は、20 歳当時、在学していた専門学校の学生寮に入寮しており、同室の友人たちに教えられて、町役場で国民年金の加入手続と国民年金保険料の免除申請をした。申立期間の保険料が未納とされ、保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、専門学校の学生寮に入寮していた 20 歳当時、町役場で国民年金の加入手続と国民年金保険料の免除申請を行ったと説明しており、国民年金手帳番号の払出簿により申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 58 年 12 月に当該学生寮所在地の町で払い出されていることが確認できること、申立人の友人は、この専門学校では、当時、学生の保険料の免除申請について案内周知を行っていたと証言しており、当該町の昭和 58 年度及び 59 年度の国民年金印紙検認票により、これらの年度に当該学生寮の多数の寮生が保険料の免除を申請し、承認されていることが確認できること、申立期間当時、申立人の収入は専門学校の奨学金と親からの仕送りのみであったとしており、保険料の免除基準に該当していたと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から8年1月まで

私は、会社を退職した平成3年1月から国民年金保険料を納付してきた。保険料は、主に妻が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年1月から同年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は3年10月に払い出されており、申立人が当該払出当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿には同年10月14日に国民年金保険料の納付書が交付された記載があり、同市では当該納付書は平成3年度分のものと思われるとしていること、当該期間直前の平成3年4月から同年12月までの申立人及びその妻の保険料は、当該期間中の4年1月21日に一緒に現年度納付されていることが上記被保険者名簿から確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、平成4年4月から8年1月までの期間については、申立人及びその妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、3年12月に転居しているが、当該転居先において保険料の納付書を受け取った記憶が曖昧であること、申立人の保険料を主に納付していたとする妻も4年4月から5年10月までの期間の保険料が未納であること、オンライン記録から、申立人は当該期間直後の8年2月から9年3月までの保険料を10年3月31日に過年度納付していることが確認でき、当該納付時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人及びその妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から61年3月まで
② 昭和61年4月から平成2年12月まで
③ 平成4年1月から5年10月まで

私は、結婚した昭和58年に国民年金に再加入し、国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされていること、申立期間②の第3号被保険者期間に納付した保険料が還付されていないこと、申立期間③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、平成4年1月から同年3月までの期間については、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿には3年10月22日に国民年金保険料の納付書が交付された記載があり、同市では当該納付書は平成3年度分のものと思われるとしていること、当該期間直前の平成3年4月から同年12月までの申立人及びその夫の保険料は、当該期間中の4年1月21日に一緒に現年度納付されていることが上記被保険者名簿から確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び③のうち平成4年4月から5年10月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付頻度及び保険料額に関する記憶が曖昧である。また、申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳には昭和51年6月26日に資格喪失した後の資格取得日が当該期間後の61年4月1日と記載されており、上記被保険者名簿にも当該期間に申立人が国民年金の被保険者資格を取得した旨の記載は無く、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間②については、申立人が所持する年金手帳には当該期間が第3号被保険者期間であることが記載されており、上記被保険者名簿にも同様

の記載があることから、当該期間は第3号被保険者期間であり、保険料の納付書は発行されなかったと考えられること、申立期間③のうち平成4年4月から5年10月までの期間については、申立人が保険料を一緒に納付していたとする夫も当該期間の保険料が未納であることなど、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 46 年 1 月に会社を退職した後、同年 2 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、当該期間を除き昭和 50 年 4 月以降の国民年金保険料を全て納付しており、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みである。また、オンライン記録から、当該期間直後の 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の保険料は同年 4 月に現年度納付されていることが確認でき、当該納付時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、会社に勤めていた当時から居住していた区の出張所で国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、戸籍の附票から、申立人は昭和 49 年 10 月に別の区に転居していることが確認でき、申立人が加入手続を行ったとする 46 年 2 月には申立人の説明とは別の区で住民登録をしていたことが確認できること、住民登録をしていない区で加入手続を行うことはできないこと、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間後の 50 年 8 月頃に払い出されており、当該期間の保険料を納付するには、当時実施されていた第 2 回特例納付による以外にないが、申立人は、加入手続当初に保険料を遡って納付したとは主張していないこと、申立人は、現在所持する平成 22 年 8 月交付の年金手帳のほかに所持していた手帳は、オレンジ色の

手帳1冊のみであるとしており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないのので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金

保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 36 件 (別添一覧表参照)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、＜申立期間＞（別添一覧表参照）は＜標準賞与＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : <申立期間>（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないのので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間②、③及び④に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、＜申立期間＞（別添一覧表参照）は＜標準賞与＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申

立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間①の標準賞与額について申し立てているが、特例法に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していた事実があることが要件とされているところ、A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、事業主により厚生年金保険料が控除されておらず、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
16941		男	昭和25年生		平成15年12月11日	47万 円
					平成16年7月9日	47万 円
					平成16年12月14日	42万 円
					平成17年12月15日	45万 円
					平成18年7月14日	45万 円
16942		男	昭和25年生		平成15年12月11日	12万 円
					平成16年7月9日	13万 円
					平成16年12月14日	14万 円
					平成17年12月15日	18万 5,000円
					平成18年7月14日	18万 5,000円
16943		男	昭和21年生		平成15年12月11日	10万 円
					平成16年7月9日	11万 円
					平成16年12月14日	13万 円
					平成17年12月15日	11万 円
					平成18年7月14日	15万 5,000円
16944		男	昭和39年生		平成15年12月11日	14万 円
					平成16年7月9日	14万 円
					平成16年12月14日	14万 円
					平成17年12月15日	18万 5,000円
					平成18年7月14日	18万 5,000円
16945		男	昭和30年生		平成15年12月11日	10万 円
					平成16年7月9日	10万 円
					平成16年12月14日	10万 円
					平成17年12月15日	14万 5,000円
					平成18年7月14日	14万 5,000円
16946		男	昭和28年生		平成15年12月11日	10万 円
					平成16年7月9日	10万 円
					平成16年12月14日	10万 円
					平成17年12月15日	14万 5,000円
					平成18年7月14日	14万 5,000円
16947		男	昭和32年生		平成15年12月11日	13万 円
					平成16年7月9日	13万 円
					平成16年12月14日	13万 円
					平成17年12月15日	17万 5,000円
					平成18年7月14日	17万 5,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
16948		男	昭和46年生		平成15年12月11日	13万 円
					平成16年7月9日	13万 円
					平成16年12月14日	13万 円
					平成17年12月15日	18万 円
					平成18年7月14日	18万 円
16949		女	昭和48年生		平成15年12月11日	15万 円
					平成16年7月9日	15万 円
					平成16年12月14日	15万 円
					平成17年12月15日	17万 円
					平成18年7月14日	17万 円
16950		男	昭和48年生		平成15年12月11日	25万 円
					平成16年7月9日	35万 円
					平成16年12月14日	35万 円
					平成17年12月15日	40万 円
					平成18年7月14日	40万 円
16951		男	昭和26年生		平成15年12月11日	13万 円
					平成16年7月9日	13万 円
					平成16年12月14日	13万 円
					平成17年12月15日	17万 円
					平成18年7月14日	17万 円
16952		男	昭和51年生		平成15年12月11日	18万 円
					平成16年7月9日	18万 円
					平成16年12月14日	18万 円
					平成17年12月15日	22万 5,000円
					平成18年7月14日	19万 5,000円
16953		男	昭和19年生		平成15年12月11日	9万 円
16954		男	昭和28年生		平成15年12月11日	10万 円
					平成16年7月9日	9万 円
16955		男	昭和28年生		平成15年12月11日	10万 円
					平成16年7月9日	9万 円
16956		男	昭和27年生		平成15年12月11日	14万 円
					平成16年7月9日	14万 円
					平成16年12月14日	14万 円
16957		女	昭和42年生		平成15年12月11日	17万 円
					平成16年7月9日	17万 円
					平成16年12月14日	17万 円
					平成17年12月15日	19万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
16958		女	昭和32年生		平成15年12月11日	10万 円
					平成16年7月9日	10万 円
					平成16年12月14日	10万 円
					平成17年12月15日	14万 円
					平成18年7月14日	16万 円
16959		男	昭和39年生		平成15年12月11日	12万 円
					平成16年7月9日	13万 円
					平成16年12月14日	13万 円
					平成17年12月15日	18万 5,000円
					平成18年7月14日	18万 5,000円
16960		男	昭和50年生		平成15年12月11日	15万 円
					平成16年7月9日	15万 円
					平成16年12月14日	13万 円
16961		男	昭和50年生		平成15年12月11日	10万 円
					平成16年7月9日	10万 円
					平成16年12月14日	10万 円
16962		男	昭和40年生		平成15年12月11日	13万 円
					平成16年7月9日	13万 円
					平成16年12月14日	13万 円
16963		男	昭和47年生		平成15年12月11日	15万 円
					平成16年7月9日	15万 円
					平成16年12月14日	13万 円
16964		男	昭和40年生		平成15年12月11日	15万 円
					平成16年7月9日	15万 円
					平成16年12月14日	15万 円
16965		女	昭和42年生		平成15年12月11日	27万 円
					平成16年7月9日	27万 円
					平成16年12月14日	27万 円
					平成18年7月14日	30万 円
16966		男	昭和23年生		平成15年12月11日	8万 円
					平成16年7月9日	8万 円
					平成16年12月14日	8万 円
16967		女	昭和53年生		平成15年12月11日	15万 円
					平成16年7月9日	15万 円
					平成16年12月14日	18万 円
					平成17年12月15日	20万 円
					平成18年7月14日	20万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
16968		男	昭和48年生		平成15年12月11日	7万 円
16969		女	昭和46年生		平成15年12月11日	3万 円
					平成16年7月9日	12万 円
					平成16年12月14日	14万 円
					平成17年12月15日	16万 円
					平成18年7月14日	16万 円
16970		男	昭和30年生		平成15年12月11日	3万 円
					平成16年7月9日	8万 円
					平成16年12月14日	13万 円
					平成17年12月15日	14万 5,000円
					平成18年7月14日	15万 円
16971		男	昭和42年生		平成17年12月15日	16万 8,000円
16972		男	昭和49年生		平成17年12月15日	16万 8,000円
					平成18年7月14日	16万 8,000円
16973		男	昭和35年生		平成18年7月14日	14万 円
16974		女	昭和23年生		平成15年12月11日	9万 円
					平成16年7月9日	9万 円
					平成16年12月14日	9万 円
					平成17年12月15日	13万 円
					平成18年7月14日	13万 円
16975		男	昭和46年生		平成15年12月11日	7万 円
					平成16年7月9日	7万 円
					平成16年12月14日	9万 円
					平成17年12月15日	14万 5,000円
					平成18年7月14日	15万 円
16976		女	昭和45年生		平成17年12月15日	16万 8,000円
					平成18年7月14日	16万 8,000円
16977		男	昭和37年生		平成16年7月9日	
					平成16年12月14日	14万 円
					平成17年12月15日	30万 円
					平成18年7月14日	18万 5,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、＜申立期間＞（別添一覧表参照）は＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないのので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳（賞与）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料台帳（賞与）において確認できる厚生年金保険料控除額から、＜申立期間＞（別添一覧表参

照)は<標準賞与額>(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 13 件 (別添一覧表参照)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、＜申立期間＞（別添一覧表参照）は＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないのので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社から提出された給料台帳（賞与）により、申立人は、申立期間①、③、④、⑤及び⑥に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記給料台帳（賞

与)において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈申立期間〉(別添一覧表参照)は〈標準賞与〉(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②、⑦及び⑧の標準賞与額について申し立てているが、特例法に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主により厚生年金保険被保険者の賞与から厚生年金保険料が源泉控除されていた事実があることが要件とされているところ、A社から提出された給料台帳(賞与)によると、事業主により厚生年金保険料が控除されておらず、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②、⑦及び⑧について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③、④及び⑤に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、＜申立期間＞（別添一覧表参照）は＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : <申立期間> (別添一覧表参照)

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないのので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社から提出された給料台帳（賞与）により、申立人は、申立期間③、④及び⑤に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記給料台帳（賞

与)において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈申立期間〉(別添一覧表参照)は〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間①及び②の標準賞与額について申し立てているが、特例法に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主により厚生年金保険被保険者の賞与から厚生年金保険料が源泉控除されていた事実があることが要件とされているところ、A社から提出された給料台帳(賞与)によると、事業主により厚生年金保険料が控除されておらず、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
16979	男		昭和27年生		平成15年4月28日	13万 2,000円
					平成15年7月16日	29万 4,000円
					平成15年12月9日	38万 2,000円
					平成16年4月28日	11万 7,000円
					平成16年7月7日	29万 4,000円
					平成16年12月10日	34万 4,000円
					平成17年4月27日	8万 6,000円
					平成17年7月6日	25万 8,000円
					平成17年12月7日	27万 9,000円
					平成18年4月26日	7万 円
					平成18年7月7日	23万 7,000円
					平成18年12月8日	25万 9,000円
					平成19年4月27日	4万 円
					平成19年7月7日	19万 1,000円
					平成19年12月7日	14万 6,000円
					平成20年4月28日	2万 6,000円
					16980	男
平成15年7月16日	45万 6,000円					
平成15年12月9日	60万 3,000円					
平成16年4月28日	23万 5,000円					
平成16年7月7日	45万 6,000円					
平成16年12月10日	61万 7,000円					
平成17年4月27日	27万 2,000円					
平成17年7月6日	45万 9,000円					
平成17年12月7日	57万 3,000円					
平成18年4月26日	26万 5,000円					
平成18年7月7日	44万 7,000円					
平成18年12月8日	51万 9,000円					
平成19年4月27日	23万 2,000円					
平成19年7月7日	39万 6,000円					
平成19年12月7日	38万 6,000円					
平成20年4月28日	14万 6,000円					
平成20年7月9日	33万 3,000円					

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
16981	男		昭和25年生		平成15年12月9日	150万 円
					平成16年7月7日	150万 円
					平成16年12月10日	129万 1,000円
					平成17年7月6日	150万 円
					平成18年7月7日	149万 7,000円
					平成18年12月8日	95万 6,000円
					平成19年7月7日	148万 8,000円
16982	男		昭和41年生		平成15年4月28日	13万 2,000円
					平成15年7月16日	32万 4,000円
					平成15年12月9日	38万 2,000円
					平成16年4月28日	14万 7,000円
					平成16年7月7日	33万 8,000円
					平成16年12月10日	41万 6,000円
					平成17年4月27日	15万 7,000円
					平成17年7月6日	33万 円
					平成17年12月7日	37万 7,000円
					平成18年4月26日	15万 3,000円
					平成18年7月7日	32万 1,000円
					平成18年12月8日	32万 7,000円
					平成19年4月27日	13万 6,000円
					平成19年7月7日	28万 6,000円
					平成19年12月7日	29万 3,000円
					16983	男
平成15年7月16日	26万 5,000円					
平成15年12月9日	36万 8,000円					
平成16年4月28日	13万 2,000円					
平成16年7月7日	27万 9,000円					
平成16年12月10日	38万 7,000円					
平成17年4月27日	12万 9,000円					
平成17年7月6日	25万 8,000円					
平成17年12月7日	33万 5,000円					
平成18年4月26日	8万 4,000円					
平成18年7月7日	25万 1,000円					
平成18年12月8日	28万 6,000円					
平成19年4月27日	10万 9,000円					
平成19年7月7日	21万 8,000円					
平成19年12月7日	22万 6,000円					
平成20年4月28日	8万 円					
平成20年7月9日	20万 円					

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
16984	男		昭和31年生		平成15年12月9日	150万 円
					平成16年7月7日	150万 円
					平成16年12月10日	99万 円
					平成17年7月6日	150万 円
					平成18年7月7日	118万 9,000円
					平成18年12月8日	95万 6,000円
					平成19年7月7日	118万 8,000円
16985	男		昭和51年生		平成15年4月28日	4万 4,000円
					平成15年7月16日	19万 1,000円
					平成15年12月9日	17万 6,000円
					平成16年4月28日	5万 8,000円
					平成16年7月7日	20万 6,000円
					平成16年12月10日	21万 5,000円
					平成17年4月27日	5万 7,000円
					平成17年7月6日	18万 6,000円
					平成17年12月7日	20万 9,000円
					平成18年4月26日	5万 6,000円
					平成18年7月7日	18万 1,000円
					平成18年12月8日	21万 8,000円
					平成19年4月27日	5万 4,000円
					平成19年7月7日	16万 3,000円
					平成19年12月7日	4万 円
					平成20年4月28日	2万 6,000円
平成20年7月9日	5万 3,000円					
16986	男		昭和52年生		平成15年4月28日	4万 4,000円
					平成15年7月16日	17万 6,000円
					平成15年12月9日	17万 6,000円
					平成16年4月28日	5万 8,000円
					平成16年7月7日	19万 1,000円
					平成16年12月10日	18万 6,000円
					平成17年4月27日	7万 1,000円
					平成17年7月6日	18万 6,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額					
16987	男		昭和56年生		平成15年4月28日	4万 4,000円					
					平成15年7月16日	16万 2,000円					
					平成15年12月9日	16万 2,000円					
					平成16年4月28日	4万 4,000円					
					平成16年7月7日	16万 2,000円					
					平成16年12月10日	17万 2,000円					
					平成17年4月27日	5万 7,000円					
					平成17年7月6日	15万 7,000円					
					平成17年12月7日	16万 7,000円					
					平成18年4月26日	4万 2,000円					
					平成18年7月7日	16万 7,000円					
					平成18年12月8日	16万 3,000円					
					平成19年4月27日	4万 円					
					平成19年7月7日	15万 円					
					平成19年12月7日	10万 6,000円					
					平成20年4月28日	2万 6,000円					
16988	女		昭和57年生		平成15年4月28日	4万 4,000円					
					平成15年7月16日	14万 7,000円					
					平成15年12月9日	14万 7,000円					
					平成16年4月28日	4万 4,000円					
					平成16年7月7日	16万 2,000円					
					平成16年12月10日	15万 7,000円					
					平成17年4月27日	4万 3,000円					
					平成17年7月6日	14万 3,000円					
					平成17年12月7日	12万 5,000円					
					平成18年4月26日	4万 2,000円					
					平成18年7月7日	13万 9,000円					
					平成18年12月8日	13万 6,000円					
					平成19年4月27日	2万 7,000円					
					16989	女		昭和58年生		平成15年4月28日	2万 9,000円
										平成15年7月16日	14万 7,000円
										平成15年12月9日	11万 7,000円
平成16年4月28日	2万 9,000円										
平成16年7月7日	14万 7,000円										
平成16年12月10日	14万 3,000円										
平成17年4月27日	4万 3,000円										
平成17年7月6日	12万 9,000円										
平成17年12月7日	12万 5,000円										
平成18年4月26日	4万 2,000円										
平成18年7月7日	12万 5,000円										
平成18年12月8日	15万 円										
平成19年4月27日	2万 7,000円										
平成19年7月7日	12万 2,000円										
平成19年12月7日	8万 円										

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
16990	女		昭和59年生		平成15年4月28日	2万 9,000円
					平成15年7月16日	14万 7,000円
					平成15年12月9日	13万 2,000円
					平成16年4月28日	4万 4,000円
					平成16年7月7日	14万 7,000円
					平成16年12月10日	15万 7,000円
					平成17年4月27日	4万 3,000円
					平成17年7月6日	12万 9,000円
					平成17年12月7日	12万 5,000円
					平成18年4月26日	4万 2,000円
					平成18年7月7日	12万 5,000円
					平成18年12月8日	13万 6,000円
					平成19年4月27日	2万 7,000円
					平成19年7月7日	12万 2,000円
					平成19年12月7日	8万 円
					平成20年4月28日	1万 3,000円
					平成20年7月9日	9万 3,000円
16991	男		昭和60年生		平成17年12月7日	7万 円
					平成18年4月26日	4万 2,000円
					平成18年7月7日	15万 3,000円
					平成18年12月8日	15万 円
					平成19年4月27日	4万 円
					平成19年7月7日	12万 2,000円
					平成19年12月7日	10万 6,000円
					平成20年4月28日	2万 6,000円
					平成20年7月9日	10万 6,000円
16992	女		昭和10年生		平成15年4月28日	7万 3,000円
					平成15年7月16日	
					平成15年12月9日	17万 6,000円
					平成16年4月28日	8万 8,000円
					平成16年7月7日	17万 6,000円
					平成16年12月10日	18万 6,000円
					平成17年4月27日	
					平成17年7月6日	
16993	女		平成元年生		平成19年4月27日	
					平成19年7月7日	
					平成19年12月7日	8万 円
					平成20年4月28日	1万 3,000円
					平成20年7月9日	8万 円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年7月13日

申立期間に賞与が支給されていたが、A社は当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、平成22年10月21日に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年夏期賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年10月21日に申立期間に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件40件(別添一覧表参照)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
16994	男		昭和36年生		70万 円
16995	女		昭和32年生		35万 円
16996	男		昭和33年生		50万 円
16997	男		昭和39年生		42万 円
16998	男		昭和30年生		45万 円
16999	男		昭和22年生		20万 円
17000	女		昭和50年生		33万 円
17001	女		昭和21年生		39万 円
17002	男		昭和19年生		85万 円
17003	男		昭和13年生		75万 円
17004	女		昭和42年生		38万 円
17005	女		昭和46年生		33万 円
17006	女		昭和26年生		33万 円
17007	男		昭和43年生		65万 円
17008	男		昭和44年生		51万 円
17009	男		昭和43年生		45万 円
17010	女		昭和52年生		38万 円
17011	女		昭和48年生		33万 円
17012	男		昭和39年生		70万 円
17013	男		昭和28年生		70万 円
17014	女		昭和54年生		27万 円
17015	女		昭和45年生		26万 円
17016	女		昭和49年生		26万 円
17017	男		昭和40年生		63万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
17018	男		昭和11年生		100万 円
17019	女		昭和54年生		29万 円
17020	女		昭和53年生		30万 円
17021	男		昭和45年生		50万 円
17022	男		昭和40年生		45万 円
17023	男		昭和45年生		45万 円
17024	男		昭和47年生		50万 円
17025	男		昭和48年生		38万 円
17026	男		昭和55年生		31万 円
17027	女		昭和29年生		18万 円
17028	女		昭和32年生		28万 円
17029	女		昭和42年生		23万 円
17030	男		昭和26年生		30万 円
17031	女		昭和45年生		5万 円
17032	男		昭和36年生		38万 円
17033	男		昭和32年生		52万 円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与明細一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与明細一覧表」において確認できる保険料控除額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件76件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
17035	男		昭和38年生		平成16年4月9日	150万 円
17036	男		昭和43年生		平成16年4月9日	20万 円
17037	男		昭和42年生		平成16年4月9日	14万 2,000円
					平成16年12月16日	71万 4,000円
17038	男		昭和40年生		平成16年4月9日	14万 8,000円
					平成16年12月16日	92万 3,000円
17039	男		昭和29年生		平成16年4月9日	18万 3,000円
					平成16年12月16日	100万 9,000円
17040	男		昭和50年生		平成16年4月9日	11万 8,000円
					平成16年12月16日	100万 円
17041	女		昭和36年生		平成16年4月9日	11万 2,000円
					平成16年12月16日	61万 9,000円
17042	男		昭和42年生		平成16年4月9日	100万 円
					平成16年12月16日	50万 円
17043	男		昭和48年生		平成16年4月9日	100万 円
					平成16年12月16日	150万 円
17044	男		昭和47年生		平成16年4月9日	11万 円
					平成16年12月16日	60万 5,000円
17045	男		昭和49年生		平成16年4月9日	9万 1,000円
					平成16年12月16日	78万 円
17046	男		昭和46年生		平成16年4月9日	10万 5,000円
					平成16年12月16日	60万 9,000円
17047	男		昭和45年生		平成16年4月9日	13万 3,000円
					平成16年12月16日	80万 3,000円
17048	男		昭和38年生		平成16年4月9日	60万 円
					平成16年12月16日	50万 円
17049	女		昭和50年生		平成16年4月9日	9万 円
					平成16年12月16日	54万 円
17050	男		昭和51年生		平成16年4月9日	9万 円
					平成16年12月16日	75万 円
17051	男		昭和42年生		平成16年4月9日	11万 円
					平成16年12月16日	60万 5,000円
17052	男		昭和49年生		平成16年4月9日	11万 円
					平成16年12月16日	66万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
17053	男		昭和45年生		平成16年4月9日	10万 円
17054	男		昭和50年生		平成16年4月9日	9万 5,000円
					平成16年12月16日	38万 円
17055	男		昭和49年生		平成16年4月9日	9万 7,000円
					平成16年12月16日	58万 5,000円
17056	女		昭和53年生		平成16年4月9日	8万 2,000円
					平成16年12月16日	57万 円
17057	男		昭和53年生		平成16年4月9日	8万 5,000円
					平成16年12月16日	51万 円
17058	男		昭和50年生		平成16年4月9日	10万 円
					平成16年12月16日	40万 円
17059	男		昭和51年生		平成16年4月9日	9万 円
					平成16年12月16日	63万 円
17060	女		昭和52年生		平成16年4月9日	8万 5,000円
					平成16年12月16日	57万 9,000円
17061	男		昭和40年生		平成16年4月9日	100万 円
					平成16年12月16日	50万 円
17062	男		昭和45年生		平成16年4月9日	100万 円
					平成16年12月16日	150万 円
17063	女		昭和48年生		平成16年4月9日	9万 5,000円
					平成16年12月16日	20万 円
17064	男		昭和51年生		平成16年4月9日	9万 円
					平成16年12月16日	49万 5,000円
17065	男		昭和56年生		平成16年4月9日	8万 7,000円
					平成16年12月16日	49万 円
17066	男		昭和56年生		平成16年4月9日	8万 5,000円
					平成16年12月16日	46万 7,000円
17067	女		昭和42年生		平成16年4月9日	13万 5,000円
					平成16年12月16日	67万 5,000円
17068	男		昭和51年生		平成16年4月9日	11万 円
					平成16年12月16日	77万 円
17069	男		昭和48年生		平成16年4月9日	12万 5,000円
17070	女		昭和50年生		平成16年4月9日	10万 円
					平成16年12月16日	50万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
17071	男		昭和46年生		平成16年4月9日	11万 円
					平成16年12月16日	60万 5,000円
17072	男		昭和50年生		平成16年4月9日	9万 5,000円
					平成16年12月16日	57万 円
17073	男		昭和46年生		平成16年4月9日	29万 5,000円
					平成16年12月16日	92万 8,000円
17074	男		昭和52年生		平成16年4月9日	9万 5,000円
					平成16年12月16日	70万 円
17075	男		昭和51年生		平成16年4月9日	7万 5,000円
					平成16年12月16日	55万 円
17076	女		昭和53年生		平成16年4月9日	6万 3,000円
					平成16年12月16日	46万 7,000円
17077	男		昭和55年生		平成16年4月9日	5万 円
					平成16年12月16日	49万 3,000円
17078	男		昭和44年生		平成16年4月9日	28万 円
					平成16年12月16日	96万 円
17079	女		昭和49年生		平成16年4月9日	28万 円
					平成16年12月16日	20万 円
17080	男		昭和52年生		平成16年4月9日	5万 円
					平成16年12月16日	60万 円
17081	男		昭和51年生		平成16年4月9日	5万 円
					平成16年12月16日	88万 円
17082	男		昭和46年生		平成16年4月9日	5万 円
					平成16年12月16日	75万 円
17083	女		昭和57年生		平成16年4月9日	5万 円
					平成16年12月16日	30万 円
17084	男		昭和41年生		平成16年4月9日	10万 円
					平成16年12月16日	105万 円
17085	女		昭和53年生		平成16年4月9日	5万 円
					平成16年12月16日	46万 7,000円
17086	男		昭和49年生		平成16年4月9日	5万 円
					平成16年12月16日	45万 円
17087	男		昭和50年生		平成16年4月9日	5万 円
					平成16年12月16日	98万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
17088	男		昭和48年生		平成16年4月9日	5万 円
17089	男		昭和48年生		平成16年12月16日	96万 円
17090	男		昭和45年生		平成16年12月16日	98万 円
17091	女		昭和56年生		平成16年12月16日	25万 5,000円
17092	男		昭和57年生		平成16年12月16日	26万 3,000円
17093	男		昭和57年生		平成16年12月16日	26万 3,000円
17094	男		昭和57年生		平成16年12月16日	25万 5,000円
17095	男		昭和53年生		平成16年12月16日	25万 5,000円
17096	男		昭和52年生		平成16年12月16日	57万 円
17097	男		昭和52年生		平成16年12月16日	55万 円
17098	女		昭和42年生		平成16年12月16日	23万 円
17099	男		昭和52年生		平成16年12月16日	38万 円
17100	男		昭和51年生		平成16年12月16日	40万 円
17101	男		昭和52年生		平成16年12月16日	36万 円
17102	男		昭和48年生		平成16年12月16日	44万 円
17103	男		昭和52年生		平成16年12月16日	35万 円
17104	男		昭和53年生		平成16年12月16日	31万 5,000円
17105	女		昭和53年生		平成16年12月16日	39万 9,000円
17106	男		昭和46年生		平成16年12月16日	30万 円
17107	男		昭和55年生		平成16年12月16日	17万 円
17108	男		昭和55年生		平成16年12月16日	17万 円
17109	男		昭和39年生		平成16年12月16日	28万 円
17110	男		昭和44年生		平成16年12月16日	84万 円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年8月1日から11年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成11年10月1日から12年8月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月1日から12年8月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低い。同社では給与が下がることは無かったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成10年8月から11年9月までの期間について、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録では、当初、10年8月の随時改定により22万円と記録されていたところ、11年9月3日付けで当該記録が遡及して取り消され、さらに、同年9月6日付けで10年10月の定時決定（11万8,000円）が記録された結果、同年8月及び同年9月は18万円、同年10月から11年9月までは11万8,000円に減額訂正されたことが確認できる。

また、オンライン記録により、A社において、申立人と同様に標準報酬月額の減額訂正処理が行われた従業員は、160人以上になり、そのうち19人は被保険者資格喪失後に減額訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社において、申立人と同一職種の業務に従事し、申立人と同様、平成10年8月から11年9月までの標準報酬月額が遡及して減額訂正されている従業員から提出された支払明細書により、上記減額訂正前の標準報酬月額に基づく保険料よりも高い額が控除されていることが確認できる。

加えて、申立人の取引銀行から提出された普通預金取引推移一覧表により、当該期間において、毎月21万円以上の給与振込額が確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成11年9月3日付け及び同年9月6日付けで行われた申立人の標準報酬月額の遡及訂正処理は事実在即したものととは考え難く、社会保険事務所において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の減額訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成11年10月から12年7月までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料控除を確認できる資料を保有していないが、支払明細書を保有している上記従業員の標準報酬月額は、オンライン記録によると、11年9月から12年3月まで11万8,000円と記録されているところ、当該従業員から提出された当該期間の支払明細書における保険料控除額に見合う標準報酬月額は、減額訂正が行われる前の標準報酬月額と同額であり、減額訂正処理が行われた11年9月以降も減額訂正前と同額の保険料が控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の平成11年10月から12年7月までの期間に係る標準報酬月額は、11万8,000円と記録されているが、上記普通預金取引推移一覧表では、当該期間について、減額訂正処理が行われる以前から、毎月23万円以上の給与が振り込まれていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、上記訂正後の平成11年9月の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年11月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を、3年11月から4年9月までは47万円、同年10月から5年9月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から5年12月31日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が給与月額より低いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成3年11月から5年9月までの期間について、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、3年11月から4年9月までは47万円、同年10月から5年3月までは53万円と記録されていたところ、同年4月30日付けで、遡って8万円に減額訂正され、同年10月1日の定時決定まで継続していることが確認できる。

また、A社では、申立人の他に、6名の従業員が申立人と同様、平成5年4月30日付けで標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の同僚及び複数の従業員は、「同社では、経営不振で給与の遅配や減額があった。経営不振で危ない状態だった。」と回答している上、同社が社会保険料の口座振替に利用していた金融機関の当座預金取引明細によると、平成3年11月、同年12月及び4年2月から5年3月までの期間に、社会保険料の引落しを確認できないことから、当該遡及訂正処理が行われた当時、同社では、社会保険料を滞納していたと考えられる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は同社の取締役であることが確認できるが、申立人は「名目だけの役員で、自分は配送・配車管理の仕事に従事しており、社会保険関係の仕事には従事していない。」と供述しているところ、同社の同僚・従

業員3名は「申立人は、社会保険の手続に関する権限は無かったと思う。」と供述していることから、申立人は標準報酬月額の当該減額訂正処理に関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月30日付けで行われた申立人の標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即ちしたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録された申立人の3年11月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年11月から4年9月までは47万円、同年10月から5年9月までは53万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成5年10月及び同年11月について、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録では、当該遡及訂正処理を行った日より後の最初の定時決定（平成5年10月）で8万円と記録されていることが確認できる。

一方、申立人から提出された金融機関の取引明細証明書によると、平成5年10月の給与振込額は、オンライン記録の標準報酬月額（8万円）より高いことが確認できるものの、A社の事業主は連絡先が不明であり、経理担当者は既に死亡しているため、同社から申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人、A社の同僚及び従業員は、いずれも当該期間の給与明細書及び源泉徴収票等を保有していないため、これらの者から、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年8月1日から同年12月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の標準報酬月額（30万円）を含む申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成9年10月から同年12月までは20万円、10年1月から同年11月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から10年12月30日まで
A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低い。申立期間の給与所得の源泉徴収票を提出するので、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成10年8月から同年11月までの期間について、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、当初、同年8月の随時改定により30万円と記録されていたところ、申立人がA社で被保険者資格を喪失した同年12月30日より後の11年9月3日付けで、遡及して当該記録が取り消され、同年9月6日付けで10年10月の定時決定（19万円）が記録された結果、同年8月及び同年9月は18万円、同年10月及び同年11月は19万円に減額訂正されたことが確認できる。

また、オンライン記録により、A社において、申立人と同様に標準報酬月額の減額訂正処理が行われた従業員は、160人以上になり、そのうち19人は被保険者資格喪

失後に減額訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 11 年 9 月 3 日付け及び同年 9 月 6 日付けで行われた申立人の標準報酬月額に係る遡及訂正処理は事実在即したものとは考え難く、社会保険事務所において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の減額訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成 9 年 10 月及び同年 11 月については、申立人から提出された同年分の源泉徴収票により、当該期間の社会保険料控除額は、標準報酬月額を 20 万円として算出した保険料とおおむね一致することが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 9 年 12 月から 10 年 11 月までの期間については、申立人から提出された同年分の源泉徴収票により、当該期間の社会保険料控除額は、標準報酬月額 20 万円が 1 か月、36 万円が 11 か月として算出した保険料とおおむね一致することが確認できる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収票において確認できる社会保険料控除額から、平成 9 年 10 月から同年 12 月までは 20 万円、10 年 1 月から同年 11 月までは 36 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には、吸収合併で同社の関連会社に異動したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録並びにA社の事業主及び従業員の供述により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和49年4月1日に同社から同社を吸収合併したB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社は昭和49年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できるが、同社の元事業主及び従業員の供述により、申立期間も同社は適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所へ適用の届出を行っていないことが認められることから、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②について、申立人はその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成19年7月13日の標準賞与額に係る記録を86万円とすることが必要である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年8月1日から同年9月1日まで
② 平成19年7月13日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額が、給与明細書の厚生年金保険料控除額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間②の標準賞与額の記録が無い。夏季賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出されたA社の給与明細書及び預金通帳の写しにより、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの

標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人から提出されたA社の夏季賞与明細書及び当該賞与振込額が確認できる預金通帳の写しにより、申立人は、同社から、平成19年7月13日に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記夏季賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、86万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年8月1日から6年10月1日までの期間及び7年11月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を5年8月から6年9月までは53万円、7年11月から8年9月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から8年10月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与月額より低いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成5年8月から6年3月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、4年10月及び5年10月の定時決定により53万円と記録されていたところ、6年4月28日付けで5年10月の定時決定の記録が取り消され、同年8月に遡及して30万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社において、申立人と同様、平成6年4月28日付けで遡及して標準報酬月額を減額訂正された者は、申立人の他に2名確認できる。

一方、申立期間のうち、平成7年11月から8年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、7年10月の定時決定で30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった8年11月25日付けで、7年11月に遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社において、申立人と同様、平成8年11月25日付けで標準報酬月額が遡及して減額訂正された者は、申立人の他に2名確認できる。

さらに、A社の取締役及び同社から社会保険業務を受託していた社会保険労務士は、「A社は、当時、経営不振だった。」と供述しているところ、同社に係る金融機関の普通預金元帳及び普通預金取引明細によると、平成5年9月から同年11月まで、6年2月、同年4月、同年5月、同年11月、7年4月、同年5月、同年7月から8年3月まで、同年5

月及び同年7月から同年9月までの期間について社会保険料の納付が確認できないことから、申立期間当時、同社では社会保険料を滞納していたと考えられる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、平成12年3月*日の同社の破産宣告まで、申立人は同社の取締役であることが確認できるが、申立人は「設備工事管理の仕事に従事しており、社会保険関係の仕事には従事していない。」と主張しているところ、上記社会保険労務士及び上記取締役は、「申立人は社会保険の手続に関する権限は無かったと思う。」と供述していることから、申立人は、標準報酬月額に当該減額訂正に関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月28日付け及び8年11月25日付けで行われた申立人の標準報酬月額に係る遡及訂正処理は事実上即したものと考えるが、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を遡及して減額訂正処理する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている5年8月から6年9月まで及び7年11月から8年9月までの標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、5年8月から6年9月までは53万円、7年11月から8年9月までは30万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成6年10月から7年10月までの期間について、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、6年10月及び7年10月の定時決定により30万円と記録されているが、当該記録について遡及訂正など、社会保険事務所による不合理な処理は見当たらない。

また、申立人から提出された預金通帳によると、平成7年3月から同年10月までの期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い給与が振り込まれていることが確認できるものの、A社の事業主は既に死亡しており、申立人及び上記取締役は、6年10月から7年10月までの期間に係る給与明細書及び源泉徴収票を保管していないため、これらの者から、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社C工場）における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答並びにA社における申立人の上司及び従業員の回答・供述により、申立人は、同社に継続して勤務し（同社から同社の関連会社であるD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、申立人、A社における上司及びD社における同僚の「申立人の異動日は、昭和52年4月1日である。」との供述から、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、届出の誤りにより納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年10月1日から11年4月1日までの期間については、事業主が厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間に係る被保険者の負担すべき保険料徴収が免除されることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年10月1日から11年8月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が従前の標準報酬月額より低くなっているが、申立期間は育児休業期間であり、従前の標準報酬月額で算定すべきであるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成10年10月から11年3月までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合は、事業主の申出により、当該申出を行った日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る被保険者の負担すべき厚生年金保険料を免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

また、オンライン記録により、申立人の育児休業期間は、開始年月日が平成10年7月28日、終了年月日が11年4月11日であることから、当該期間は、被保険者の負担すべき保険料は、徴収が行われない期間であると認められる。

さらに、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、平成9年10月から10年9月まで22万円、同年10月から11年7月まで20万円と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成10年10月から11年3月までの標準報酬月額については、従前の期間の標準報酬月額を適用することから、22万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成11年4月から同年7月までの期間について、上記のとおり、当該期間は、厚生年金保険法第81条の2の規定等に基づく申立人に係る育児休業期間中の保険料免除及び被保険者期間算入の適用外の期間であることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例

法」 という。) に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立人に係る給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い報酬月額を支給されていたことは確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(20万円)は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月21日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月21日、資格喪失日に係る記録を同年8月1日とし、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月21日から同年9月1日まで

B社に入社後、グループ会社であるA社で営業やフロント等、ホテル業全般の業務を担当していた。B社は平成4年4月に倒産したが、業務内容が変わることなくA社で勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社に入社後、グループ会社のA社で勤務した。」と供述しているところ、平成元年2月20日から4年11月20日までA社において申立人の雇用保険の加入記録があることから、申立人は、申立期間にA社において勤務していたことが確認できる。

また、A社における申立期間当時の従業員から提出された給与明細書により、同社では厚生年金保険料が翌月控除であると判断されることから、申立人から提出された平成4年5月分から同年11月分までの給与貸金台帳により、申立期間のうち同年4月から同年7月までの期間について、事業主により厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与貸金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

一方、A社は、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所としての記録

が無いが、同社に係る商業登記簿謄本により、同社は昭和57年7月8日設立、平成4年11月*日破産宣告と記録されていることが確認できることから、同社は、当該期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所であったにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成4年8月については、上記給与賃金台帳により申立人に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年8月31日から同年9月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びB社から提出された昭和60年度退職者一覧から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、申立人と同日の昭和41年9月1日にA社C支店において被保険者資格を取得している従業員は、同日に同社において被保険者資格を喪失していることから判断すると、同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず

(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成4年11月から5年9月までは22万円、同年10月から同年12月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月16日から6年1月26日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年11月から5年9月までは22万円、同年10月から同年12月までは26万円と記録されていたところ、6年1月20日付けで、遡及して4年11月から5年9月までは15万円、同年10月から同年12月までは16万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社では、申立人と同様に、平成6年1月20日付けで、7名の従業員の標準報酬月額が遡及して減額訂正されたことが確認できる。

このことについて、A社の事業主は、「大変な時期だったので、社会保険料の滞納もあったと思う。」と回答している上、同社の経理担当事務員は、「当時、厚生年金保険料の滞納があった。」と回答している。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が同社の役員であったことを確認できず、同社代表取締役は、「申立人は、一般従業員であり、社会保険の届出事務に権限を有していなかった。」と供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年1月20日付けで行われた申立人の標準報酬月額の遡及訂正処理は事実在即したものとは考え難く、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を4年11月に遡及して減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間

において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年11月から5年9月までは22万円、同年10月から同年12月までは26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から10年3月31日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より大幅に低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における平成8年3月から10年2月までの標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年3月31日）の後の同年4月13日付けで、遡及して9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は平成7年6月25日から11年6月25日までの期間について、同社の取締役であったことが確認できるが、事業主は、「社会保険手続は、妻が担当していた。」と回答しているところ、同社の経理担当従業員は、「申立人は私たちと同じ従業員だった。社会保険の担当は社長か奥さんだった。」と供述しており、他の複数の従業員も同様の回答をしていることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の標準報酬月額を遡及して減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の工場長から次の後任が決まるまで区切りの良い5月末まで勤務してほしいと言われ、31日まで働いていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が昭和41年5月31日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、月末・月初に厚生年金保険の資格を喪失している同社の従業員、計43人の厚生年金保険の資格喪失日及び雇用保険の記録を調査した結果、雇用保険の記録があった従業員は16人で、そのうち離職日が分かったのは11人であり、当該11人の雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日を比較したところ、申立人と同様に、雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日が月末で、かつ、同日になっている従業員は見当たらなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間前後の月末・月初に資格喪失した記録のある従業員のうち住所が判明した12人に照会したところ、回答のあった9人のうち4人は、退職時に給料から保険料を控除されていた旨回答している。そのうち、雇用保険の加入記録が確認できる一人は、申立人と同様に、雇用保険の離職日が月末であるが、厚生年金保険の資格喪失日は翌月1日となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は、「申立人の在籍が確認できず、不明だが届出処理はきちんとしていたはずだ。」と供述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。また、事業主が資格喪失日を昭和41年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が同年5月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和63年5月10日であると認められることから、厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月30日から同年5月10日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同僚が第三者委員会に申立てを行い、記録訂正が認められたので、自身についても正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が昭和63年5月9日までA社で勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和63年4月30日）の後の昭和63年6月16日付けで、遡って同年4月30日と記録されており、同日に被保険者資格を喪失した従業員等13人についても同様の処理がされていることが確認でき、かつ、当該処理前の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人の被保険者資格喪失日を昭和63年4月30日とする処理を行うことに合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年5月10日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年3月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 32 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 26 万円とされているが、申立人の A 社（現在は、B 社）における申立期間に係る標準報酬月額は、32 万円であったと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を 32 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、厚生年金基金の加入員記録と相違していることが判明した。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、訂正後の標準報酬月額は年金の給付額に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初 26 万円と記録されていたところ、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 8 月 16 日付けで、32 万円に訂正されたが、当該記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とされていない。

このことについて、B 社が社会保険事務を委託している社会保険労務士法人の担当者は、「加入する厚生年金基金から、標準報酬月額の記録が厚生年金保険と相違するとの連絡があり、事業所が保管する平成 11 年 11 月 2 日の厚生年金基金受付印のある「厚生年金基金加入員標準給与改定通知書」を確認した上で遡って訂正届を提出したものである。」旨供述している。

また、B 社から提出された当該改定通知書によれば、同社は、申立人の申立期間の標準報酬月額を 32 万円に改定して厚生年金基金に届け出ていることが確認できる。

さらに、B 社が加入する健康保険組合の記録によると、申立人の申立期間の標準報酬

月額、平成11年8月に随時改定により32万円とされていることが確認できる上、同組合の担当者は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）、厚生年金基金及び健康保険組合の各種届出は複写式であった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（32万円）を社会保険事務所に届け出たことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 17 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 5 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 41 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで
② 平成 17 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

B 社に勤務した期間のうちの申立期間①及び A 社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、それぞれの会社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A 社から提出のあった申立人に係る賃金台帳及び申立人から提出のあった平成 17 年分給与所得の源泉徴収票における同社の入社日から、申立人が同社に同年 5 月 1 日から継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録から、A 社は、平成 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、同社は、商業登記簿謄本によると、同年 4 月 20 日に設立されていることが確認できる上、元従業員の供述によると、当該期間は、少なくとも二人の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る賃金台帳において確認できる保険料控除額から、41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該期間当時、社会保険事務所（当時）において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 17 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、A社から提出のあったB社に係る平成 17 年分給与所得の源泉徴収票によると、申立人の同社における退職日は、同年 4 月 30 日であることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、申立人は、B社において、平成 15 年 5 月 1 日に資格を取得し、17 年 4 月 29 日に離職していることが確認できる上、同社の元代表者は、「源泉徴収票の発行は通常 11 月頃であり、退職後、間もなく行った雇用保険の手続の方がより実態に即しているので、申立人の当社における退職日は、雇用保険の離職日が正しい。」旨供述していることから、同社における申立人の申立期間①に係る勤務実態について確認することができない。

また、上記B社に係る平成 17 年分給与所得の源泉徴収票によると、同年 4 月の厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

そこで、オンライン記録から、B社の複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として勤務し、保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から8年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録と相違している。申立期間中の給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、44万円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社が加入していた厚生年金基金の加入員台帳の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は47万円となっていることが確認できる上、当該厚生年金基金の複数の担当者は、「厚生年金保険の手続について、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出書は、複写式の用紙を使用していた。」旨供述している。

また、申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書（平成8年1月分及び同年3月分を除く。）において、上記厚生年金基金の加入員台帳に記録されている標準報酬月額である47万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人の主張する標準報酬月額（47万円）に係る届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年8月1日から21年3月1日までの期間について、申立人のA社における船員保険被保険者の資格取得日は、20年8月1日であると認められることから、当該期間の船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、220円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月1日から21年3月1日まで
② 昭和21年4月1日から22年5月1日まで

船員保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、A社では昭和20年8月頃から22年5月頃まで機関士として継続勤務したにもかかわらず、船員保険の加入期間が1か月となっているのは納得がいかない。申立期間について船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和20年8月1日から21年4月1日まで、B丸に乗船していたと申し立てしているところ、オンライン記録によると、同年3月1日に資格を取得、同年4月1日に資格を喪失と記録されていることが確認できる。

一方、日本年金機構C事務センターは、「B丸の所有者は、A社である。」旨回答しているところ、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）における船舶所有者は「A社」と記載されていることから、申立人の供述と合わせると、申立人はA社が所有するB丸に乗船していたことが推認できる。

しかしながら、A社のB丸に係る船員保険被保険者名簿については、昭和20年3月まではその存在を確認できるものの、申立期間①当時の名簿は無く、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）では、資格喪失日が21年4月1日と記載されているものの、資格取得日の記載が無い。

このことについて、日本年金機構D事務センターは、「当時の資料が無いため、昭和21年3月1日を資格取得日として認めた根拠は不明である。」と回答しているところ、

社会保険庁（当時）は、「旧台帳に資格取得日のみが記載され、資格喪失日の記載が無い場合には、従来から、資格取得日に係る1か月だけを加入期間としている。」と回答していることから、申立人についても上記を踏まえ、便宜的に1か月の加入期間となるよう取得日を記録していることがうかがえる。

一方、申立人は、「昭和20年6月にE学校を卒業後、機帆船講習会に参加し研修を受け、自宅待機中の同年8月に乗船命令が出てA社に配属され、B丸に乗船した。B丸では、主にF港とG港間を往復し石炭輸送の任務を担っていた。21年2月から同年4月頃にかけて、同船はエンジントラブルに遭い、H島のI港に漂着した。」等、当時の状況を具体的に供述している。

また、上記E学校を卒業し、A社に就職したと申立人が記憶している同僚は、船員保険被保険者台帳（旧台帳）において、昭和20年6月15日から22年10月1日までの船員保険の加入記録が確認できる。

さらに、申立期間①当時の上司であったと申立人が記憶している従業員は、自身の伝記において、A社の船員課長であったと記していることが確認できる。

加えて、上記B丸に係る船員保険被保険者名簿で確認できる従業員は、オンライン記録によれば、申立期間①を含め昭和21年5月31日までの期間において船員保険の加入記録があり、同人は、「終戦後、A社が所有する船舶に乗り、F港からJ海峡を航海している途中エンジントラブルに遭った。」と供述しており、申立人の供述と符合していることなどから、申立人は、申立期間①においてA社に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について、申立人に係る社会保険事務所（当時）の年金記録管理は適切であったとは認められず、A社における申立人の資格取得日は、上記従業員の供述から判断して、昭和20年8月1日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和21年3月の船員保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、220円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、「昭和21年6月から22年5月までB丸の機関士として乗船し、石炭輸送の任務を担っていた。」と供述している。

しかしながら、日本年金機構C事務センター及び同機構K事務センターでは、「L丸に係る船舶所有者の記録は無かった。」と回答している。

また、A社の商業登記簿謄本によると、同社は、昭和23年10月*日に既に解散しており、事業主からの供述を得ることができない。

さらに、申立人は、A社に7人が配属されたと記憶しているが、当該同僚のうち、6人についてはその氏名を覚えておらず、残る一人の同僚からも勤務の実態等について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月15日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に関連会社間の異動はあったが、継続して勤務しており、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の供述から判断すると、申立人がA社及び関連会社のB社に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、申立期間当時の事業主及び総務経理担当者は死亡しており、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月2日から34年10月21日まで
平成7年頃、社会保険事務所(当時)で支給される年金額を確認したところ、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、私には脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年2か月後の昭和35年12月2日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和35年1月に婚姻し、改姓しているところ、申立人に係る事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名は旧姓で管理されていることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月31日から44年2月24日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社に入社後、紳士服の縫製の勉強をしたいと希望し、同社の下請企業であったA社を紹介してもらい転勤した。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社における雇用保険の加入記録は、昭和43年3月24日から47年4月20日までとなっており、申立期間も含まれている。

また、B社で申立人を記憶している同僚は、申立人がA社に異動した当時、B社では、イージーオーダーによる紳士服の仕立て部門を縮小し、下請企業に任せるようになった時期で、申立人はB社の紹介で、別の会社に異動した可能性がある旨供述している。

さらに、A社において中途採用（転職者）の元従業員二人は、勤務期間は特定できないものの申立人のことを記憶しており、同社における中途採用（転職者）の従業員の厚生年金保険の取扱いについて、中途採用の従業員には試用期間等は無く、入社と同時に厚生年金保険に加入している旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、人事資料等が無く不明であるが、申立人の供述から判断して、昭和43年8月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年2月20日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年2月は12万6,000円、同年3月は14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年2月20日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成17年2月20日から同年4月1日までの期間について、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された賃金台帳の記録により、申立人は当該期間も同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額から、平成17年2月は12万6,000円、同年3月は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したとしているが、A社から提出された申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（社会保険事務所（当時）の確認印あり）における資格喪

失日が平成17年2月20日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月及び同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間のうち、平成17年4月1日から同年5月1日までの期間について、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された賃金台帳の記録により、申立人が当該期間も同社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、保険料は翌月控除である旨回答しているところ、上記給与明細書では、給与から平成17年4月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成4年2月から同年6月までは38万円、同年7月から同年9月までは50万円、同年10月から5年9月までは44万円、同年10月から6年1月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から6年2月28日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額となっていないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年2月から同年6月までは38万円、同年7月から同年9月までは50万円、同年10月から5年9月までは44万円、同年10月から6年1月までは41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日の同年2月28日付けで、申立人及び事業主の二人について、4年2月に遡及して標準報酬月額が8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は経理担当者として、事業主から滞納していた社会保険料を支払うために社会保険事務所の提案を受け入れて標準報酬月額の遡及減額訂正を行う旨の説明を受けていたと供述している。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、同社の取締役ではなかったことが確認できる上、当時の顧問税理士及び複数の同僚は、申立人は経理を担当していただけで、社会保険事務を行う権限を有していなかった旨供述していることから、申立人は、標準報酬月額の上記減額訂正に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記減額訂正を遡って行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主

が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年2月から同年6月までは38万円、同年7月から同年9月までは50万円、同年10月から5年9月までは44万円、同年10月から6年1月までは41万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年12月から49年9月まで

私は、退職した翌月の昭和43年1月に区出張所で国民年金の加入手続を行い、結婚後の同年6月に転居先の区出張所で住所変更手続を行った。その後、送付された納付書により、申立期間の国民年金保険料の一部は遡って納付し、それ以降の保険料は、夫が経営する店に来る金融機関の職員に夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は転居前の未納期間の一部の保険料を、転居した先の区でまとめて納付したと説明するが、保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間のうち、申立人が昭和43年6月に転居した区では、46年3月まで保険料の納付方法は印紙検認方式であったが、申立人は印紙検認の記憶が曖昧である。

さらに、口頭意見陳述において、申立人は、転居前の区で国民年金の加入手続を行い、昭和43年5月に転居先の区で住所変更手続を行ったと説明するが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の51年3月に転居先の区において払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、43年以降、現在の住所に居住しており、転居時に国民年金の住所変更手続を行っていた場合、現在の手帳記号番号が払い出された51年以降は納付書が二重に交付されることとなるが、申立人は納付書を二重に交付されたことはないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の初めに居住していた区、現在居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い

出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月

私は、国民年金の加入手続の場所及び国民年金保険料の納付場所の記憶は定かではないが、会社の人や母から年金の話を聞いていたため、退職した平成2年6月頃に、国民年金の加入手続を行い、約3万円の保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の場所及び保険料の納付場所の記憶が曖昧である。また、申立人は、申立期間の保険料として約3万円を納付したと説明しているが、納付したとする金額は申立期間の保険料額と大きく相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続の際に、現在所持する年金手帳を持参したと説明するが、当該手帳には、厚生年金保険の記号番号は記載されているものの、国民年金手帳の記号番号の記載は無く、申立人はほかの年金手帳を所持していた記憶は無いと説明している上、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から16年3月までの国民年金保険料については、半額免除により半額納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年4月から16年3月まで

私の母は、私が20歳のときから私の国民年金の免除手続や国民年金保険料の納付を行ってくれている。母は、平成14年度の私の保険料の免除手続が遅れたため、区の担当部署に電話で確認したところ、「今年は普通に保険料を納付して来年納付しなければ、半額免除と同じですよ。」と言われたので、14年度の保険料は一括で納付し、翌15年度は保険料を納付しなかった。申立期間が、半額免除により半額納付となっておらず、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人の母親は、区の担当者からの「今年は普通に保険料を納付して来年納付しなければ、半額免除と同じですよ。」という説明について、翌年の保険料が自動的に免除となるものと理解し、申立期間の保険料に係る免除手続はしなかったと説明している上、オンライン記録でも、当該期間については免除申請の記録が確認できないなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を半額免除により半額納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から50年9月まで
私の母は、私が20歳になったとき、私の国民年金の加入手続きを行い、大学を卒業する昭和58年3月まで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする母親は、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額に関する記憶が曖昧である上、申立人は、当時、母親から申立人の国民年金手帳を見せられたり、母親が保険料を納付してくれるところを見たことはないと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和52年11月に払い出されており、特殊台帳によると、申立期間直後の50年10月から52年3月までの保険料は、53年1月30日に過年度納付されていることが確認できるものの、当該払出時点及び当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 58 年 3 月まで
私は、昭和 55 年 10 月の退職の際、会社から「退職後の手続」という資料をもらい、それに従ってすぐに区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきました。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 58 年 7 月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点からは申立期間の保険料は過年度納付する必要があるが、申立人は保険料を遡って納付した記憶が無いと説明している上、当該払出時点では、申立期間の一部は、時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から47年12月まで
私は、短大を卒業してしばらくして、友人が国民年金に加入すると聞いたので、私も区役所で加入手続を行い、国民年金保険料を定期的に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入時期、国民年金手帳の所持及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である上、申立人が当時居住していた区では、申立期間の初めの頃は、保険料の納付方法は印紙検認方式であったが、申立人は当該納付方法に関する記憶が無いと説明している。

また、申立人が短大を卒業した後国民年金に加入したとする友人については、その国民年金手帳の記号番号が、申立人が学生期間中の昭和43年11月頃に払い出されている。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和47年12月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を遡って納付することができない期間である上、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間、42年4月から45年3月までの期間、47年4月から同年9月までの期間、60年4月から同年9月までの期間、61年1月から63年6月までの期間、同年10月から平成2年5月までの期間、3年5月から同年8月までの期間、4年8月、同年9月、同年12月から5年3月までの期間及び5年11月から6年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和42年4月から45年3月まで
③ 昭和47年4月から同年9月まで
④ 昭和60年4月から同年9月まで
⑤ 昭和61年1月から63年6月まで
⑥ 昭和63年10月から平成2年5月まで
⑦ 平成3年5月から同年8月まで
⑧ 平成4年8月及び同年9月
⑨ 平成4年12月から5年3月まで
⑩ 平成5年11月から6年1月まで

私は、家族に勧められて、国民年金制度が開始された頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を未納無く納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身から申立期間の保険料の納付状況等を聴取することができない上、申立てを行った申立人の妻からも申立期間の納付状況等を聴取する

ことが困難であるため、当時の状況が不明である。

- 2 申立期間①、②及び③については、申立期間当時、申立人と保険料を一緒に納付していたとする妻の国民年金手帳の記号番号は、申立期間③より後の昭和 50 年 4 月に払い出されていることが確認でき、妻の年度別納付状況リストによると、妻は、同年 4 月 1 日に任意加入によって初めて被保険者資格を取得しており、オンライン記録によると、63 年 9 月 30 日に任意加入から強制加入に変更されるまで、50 年 3 月以前の期間は国民年金の未加入期間とされていたため、保険料の納付書が発行されることはなく、申立期間当時に夫婦一緒に保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間④から⑩については、一部の期間を除いて、妻も自身の保険料が未納である。

- 3 申立人から、申立期間③、申立期間⑥のうち平成元年分及び 2 年分、並びに申立期間⑧については、昭和 47 年分、平成 2 年分及び 4 年分の確定申告書並びに元年の所得税の更正の請求書が提出されたものの、昭和 47 年分の確定申告書の「社会保険料控除額」に記載されている金額は、申立人又は夫婦の当該年分の全ての保険料を納付した場合の金額、又は納付記録で納付済みとされている保険料の金額とも異なっている上、平成元年の所得税の更正の請求書の「社会保険料小規模企業共済等掛金控除額」、2 年分及び 4 年分の確定申告書の「社会保険料控除額」の欄に記載された金額については、国民年金保険料額を特定できないため、申立期間に係る保険料の納付の有無について検討することが困難である。
- 4 申立期間は 10 か所に及び、申立人の氏名及び住所に変更が無く、手帳記号番号も特定されている状況において、行政がこれほど多数の事務処理を誤ることは考え難いことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から50年3月までの期間、60年4月から同年9月までの期間、61年1月から平成4年9月までの期間及び5年1月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から47年3月まで
② 昭和47年4月から50年3月まで
③ 昭和60年4月から同年9月まで
④ 昭和61年1月から平成4年9月まで
⑤ 平成5年1月から同年8月まで

私は、帰化手続を行った直後の昭和39年10月に、国民年金の加入手続を行い、その後は私の夫が、夫と営む店舗を訪れる集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間②は保険料の免除期間とされているが、私は免除の申請を行った記憶は無い。申立期間②の保険料が免除とされ、そのほかの申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時の納付状況等については、加入手続を行い、保険料を納付していたとする夫から聴取することができない上、申立人からも聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。
- 2 申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間②直後の昭和50年4月に払い出されていることが確認でき、申立人の年度別納付状況リストによると、申立人は、当時、同年4月1日の任意加入により初めて被保険者資格を取得していたため、同年3月以前の期間は国民年金の未加入期間であり、保険料の納付書が発行されることはなかったことから、申立期間当時に夫婦一緒に保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立人の被保険者資格取得日は、昭和 63 年 9 月 30 日に、50 年 4 月 1 日から 35 年 10 月 1 日に訂正されており、このことにより、申立期間①及び②は任意加入期間から強制加入期間に変更されたものの、当該記録訂正時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間③及び⑤については、一部期間を除いて、夫も自身の保険料が未納である。

3 申立期間④については、大半の期間が、夫も保険料が未納であり、オンライン記録によると、昭和 63 年 10 月 3 日に過年度納付書が作成されていることから、当該作成時点において、当該期間のうち 61 年 7 月から 63 年 3 月までの期間に未納期間があったものと考えられる。

4 申立期間は 5 か所に及び、申立人は、昭和 40 年 9 月の婚姻以降、氏名及び住所に変更が無く、手帳記号番号も特定されている状況において、行政がこれほど多数の事務処理を誤ることは考え難いことなど、夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 10582(事案 1163 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月、同年9月及び43年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月及び同年9月
② 昭和43年1月

私は、会社を退職する都度、役所の同じ窓口で国民健康保険と国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間②の保険料は、納付済みとなっている昭和43年2月及び3月の保険料と一緒に納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付金額、納付場所等の記憶が曖昧である上、昭和43年1月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから、翌月の同年2月からの保険料を納付したと考えられる。また、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出された申立人の妻は、申立期間直後の43年2月に国民年金被保険者の資格を取得し同月から保険料を納付しており、申立期間は妻も未加入とされているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年9月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、会社を退職する都度、国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒に窓口で行い、国民年金保険料を納付していた記憶があるので、委員会の決定に納得できないと説明しているが、申立人が申立期間当時に居住していた市では、国民健康保険及び国民年金の担当窓口はそれぞれ異なるため、同時に加入手続を行うことはできなかったと説明している上、オンライン記録によると、申立人は昭和43年2月1日に初めて被保険者資格を取得していることから、申立期間はいずれも未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人が申立期間①の保険料

額として説明する金額は、当該期間の保険料額と大きく異なること、町役場（当時）では前年度以前の保険料を遡って納付することができないことなど、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から60年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から60年5月まで

私の夫は、昭和57年7月に会社退職後、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする申立人から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間直前の昭和57年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した時点で、既に老齢厚生年金保険の受給資格期間240か月を満たしていたため、申立期間は旧国民年金法の規定に基づき任意加入適用期間となっており、申立人が保険料を納付するためには、任意加入手続きを行う必要があったものの、申立人が所持する年金手帳によると、申立人は申立期間直後の60年6月28日に任意加入して被保険者資格を取得していることから、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立期間当時、申立人に対して、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月

私は、転職の都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料は自宅に送付される納付書により市役所及び郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付額の記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人に対して平成11年11月5日に過年度納付書が作成されており、当該作成時点で遡って納付することが可能な申立期間直後の9年10月から10年3月までの保険料が時効直前の11年11月15日に一括で過年度納付されていることから、当該納付時点まで9年10月から10年3月までの保険料は未納であったことが確認できる上、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンライン記録により、申立期間直前の平成9年9月16日の国民年金の被保険者資格取得の記録は、11年11月1日に記録追加されていることが確認できる上、申立人が居住する市では、申立期間当時、時効期限直前の保険料の過年度納付を希望する被保険者のために、市役所窓口で過年度納付用紙を備え付けていたと説明しているものの、申立人は、当該納付用紙を利用した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から61年3月まで

私は、会社退職後、昭和56年6月頃に親に勧められて区役所で国民年金の加入手続を行い、退職金で申立期間当初の同年6月から57年3月までの国民年金保険料1万円から2万円くらいを一括で納付した後、定期的に保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間当初に一括納付したとする金額は、昭和56年6月から57年3月までの保険料を一括納付した場合の保険料額と大きく異なる上、申立人は、その後の保険料の納付額及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間よりも後の昭和61年12月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳によると、申立人の初めて被保険者となった日は、申立期間直後の同年4月1日とされていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が当時居住していた区、現在居住する市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から6年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から6年4月まで

私は、平成元年5月に店を開店したので夫の扶養から外れることとなり、開店後数か月のうちに役所で第3号被保険者から第1号被保険者への変更届出をした。9年4月に再び夫の扶養に戻るまでの国民年金保険料は全て納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和61年12月に払い出されており、申立人は、同年4月から第3号被保険者資格を取得した後、自身で事業を開始した平成元年5月以降間もない時期に区役所で国民年金第1号被保険者への資格種別変更の届出を行い、国民年金保険料を納付していたと説明しており、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には当該資格種別変更日は「平成1年7月1日」と記載されているが、オンライン記録から、資格種別変更日は2年1月1日とする処理が8年5月29日に行われ、その後の8年6月3日に6年5月に遡って過年度納付書が発行されていることが確認でき、これらの資格種別変更処理記録及び過年度納付書発行記録から、平成8年になって申立人に係る被扶養関係等の確認が行われ、それまで申立人は第3号被保険者として把握され、納付書は発行されていなかったと考えられる。

また、申立期間直後の平成6年5月から8年3月までの保険料は8年6月5日に過年度納付されており、当該納付時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 56 年 12 月までの期間及び 60 年 1 月から 63 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月から 56 年 12 月まで
② 昭和 60 年 1 月から 63 年 1 月まで

私は、区役所で国民年金の加入手続を行った際に国民年金保険料の未納分のうち、遡って納付可能な期間の保険料をまとめて納付し、その後は定期的に保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続時に遡って納付可能な保険料を納付し、その後は定期的に保険料を納付したと説明しているが、加入手続の時期、遡って納付した期間及び当該期間の保険料の納付額についての記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の昭和 59 年 1 月 26 日に払い出されており、当該払出時点で、当該期間のうち 56 年 9 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していたことはないと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付額等に関する記憶が曖昧であること、申立人は国民年金の加入手続時に遡ってまとめて保険料を納付した後は定期的に納付していたと説明しているが、オンライン記録により、平成 2 年 2 月 5 日に過年度納付書が作成されていることが確認でき、当該納付書作成日時時点で、過年度納付することが可能であった 63 年 1 月の保険料は未納であったと考えられることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

なお、申立人は、年金事務所からの「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」（平成22年3月26日付）において、申立期間②のうち昭和60年4月から63年1月までの期間について保険料納付の事実を確認できない旨の記載が無かったことをもって納付済みであることを主張しているが、当該年金事務所では、平成22年4月29日付けで当該期間の保険料も納付の事実を確認できない旨の訂正文書を申立人に送付したとしており、年金事務所の資料から当該訂正文書について決裁が行われ申立人に送付されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成 2 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成 2 年 2 月まで
私は、昭和 63 年 3 月に転職したが、転職先の会社が厚生年金保険適用になる前だったので、当該会社の上司に勧められ国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を納付した場所及び保険料額についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 63 年 3 月に転職した後しばらくして国民年金の加入手続をしたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成 4 年 3 月頃に払い出され、申立人は第 3 号被保険者への切替手続を同年 4 月 7 日に行っていることがオンライン記録から確認でき、当該払出時点では申立期間のうち 2 年 1 月以前の期間が、当該切替手続時点では申立期間の全部が、時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 12 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月から 60 年 6 月まで
私は、20 歳になった昭和 56 年*月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は私の母が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、当時の保険料の納付方法、保険料額等についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、所持する年金手帳に被保険者資格取得日が昭和 56 年*月*日と記載されていることから、当該時期に国民年金の加入手続をしたはずと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の 61 年 4 月に払い出されており、当該払出時点で 20 歳時まで遡って加入期間とされたと推測され、当該払出時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 11 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月から 44 年 3 月まで

私は、20 歳になった頃に母から私の国民年金保険料を納付しておくと言われたことを記憶している。母が自身の保険料だけを納付して、私の保険料を納付しなかったということは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続及び申立期間の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、20 歳頃から昭和 44 年 11 月に婚姻するまでは母親が、婚姻後は妻がそれぞれ自身の保険料と一緒に納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻前の 44 年 4 月に払い出され、申立期間直後の 44 年 4 月から同年 9 月までの保険料は同年 7 月 11 日に、同年 10 月から 12 月までの保険料は同年 10 月 31 日に納付していることが申立人の所持する国民年金手帳の検認記録で確認でき、当該払出時点及び当該納付時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は当該払出時に交付されたとみられる上記年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から52年3月まで

私の勤務していた事務所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったため、昭和51年2月に父が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、母が私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和54年3月頃に兄と連番で払い出されており、兄も、申立人と同様に52年4月まで遡って保険料を納付しており、申立期間の保険料は未納であること、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から6年3月までのうち3か月程度の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から6年3月までのうち3か月程度
私は、大学生の頃、友人から国民年金保険料を納付していると聞き、国民年金の加入手続きを行い、3回程度は保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付時期についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間当時、友人が保険料を納付していると聞き、国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳の最初の住所欄には、申立人が大学を卒業する直前の平成6年3月28日から居住していた住所が記載されており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が就職した後の同年5月頃に払い出されている。

また、当該手帳記号番号の払出時点で、申立期間のうち4年3月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、その後の同年4月以降の保険料は過年度納付となるが、申立人は就職後に保険料を納付したことはないとしていること、申立人が納付したとする金額は申立期間当時の保険料額と大きく相違すること、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持した記憶が曖昧であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、当委員会に対する陳述書において、申立人は、自身及び友人の記憶から友人が保険料を納付していることを考慮すれば、当時区役所に出向き、保険料納付等の何らかのし、数回は保険料を納付したものと推測できるはずと主張しているが、友人

は、区役所で納付したものが保険料であったかどうか、申立人が一緒に納付したかどうかについては覚えていないと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 52 年 3 月までの期間及び平成 10 年 3 月並びに同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月から 52 年 3 月まで
② 平成 10 年 3 月及び同年 4 月

私の母は、私が学生の頃に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれたはずであり、平成 10 年 3 月に会社を退職した後は、妻が国民年金の再加入手続をし、保険料を納付してくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人は、自身が学生のときに母親が国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が大学を卒業して結婚した後の昭和 55 年 8 月に払い出されていること、申立人は、国民年金の「初めて被保険者となった日」が同年 8 月 1 日と記載されている現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持していたことはないとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、当該期間は 20 歳以上の学生が任意加入適用期間の時期の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人の二人の姉も学生の期間は国民年金に未加入であることなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、オンライン記録から、申立人については、平成 10 年 3 月 10 日からの国民年金未適用者として加入勧奨が行われたが、加入手続がな

されなかったため、11年8月24日現在で作成された未適用者一覧表に記載され、その後も当該期間に係る加入手続きがとられなかったことが確認でき、当該期間は未加入であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺資料を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から53年3月まで

私は、20歳のときに父に勧められて国民年金に加入し、金融機関で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の第1回目の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和53年4月に払い出されており（第2回目は61年10月に申立人が第3号被保険者資格を取得したことに伴って払い出されている。）、第1回目の手帳記号番号払出時点で、申立期間のうち50年12月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付したとは主張していないこと、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から 60 年 6 月までの期間及び同年 8 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月から 60 年 6 月まで
② 昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になったときに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が当時居住していた区の国民年金被保険者名簿には、「昭和 61 年 5 月 2 日取得届受付」との記載があり、申立人の国民年金の手帳記号番号は、申立期間後の昭和 61 年 8 月に払い出されており、当該払出時点で、申立期間のうち、59 年 6 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、同年 7 月以降の保険料は過年度納付となるが、母親は保険料を遡って納付した記憶は無いとしていること、申立人は、現在、国民年金及び厚生年金保険のそれぞれの記号番号が記載された年金手帳を所持し、ほかに手帳を所持していたことはないとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立期間①及び②に挟まれた昭和 60 年 7 月の保険料は納付済みとなっているが、当該保険料については 62 年 9 月分の保険料が厚生年金保険加入期間の納付であったことを理由として、同年 11 月に充当決議されたものである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から同年10月までの期間、62年5月及び63年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年2月から同年10月まで
② 昭和62年5月
③ 昭和63年2月

私は、会社を退職した後は厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。結婚後は妻が夫婦二人分の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及びその妻は、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続き及び保険料納付に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録から、申立期間は平成8年12月に記録整備されたことにより国民年金加入期間とされたもので、当該記録整備時点まではいずれも未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であったこと、当該記録整備時点では、時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立期間③については、保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も未納であることなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年6月まで

私は、昭和60年7月に国民年金の加入手続をした際には国民年金保険料を納付しなかったが、平成3年3月頃に再加入手続をしたときに区の出張所で保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、遡って納付したとする保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和60年7月に国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人が所持する国民年金の記号番号が記載されている年金手帳には、年号に「平成」の印刷があり、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成3年4月頃に払い出されていること、当該払出時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する年金手帳以外に手帳を所持したことはないとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 60 年 2 月までの期間及び 61 年 3 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月から 60 年 2 月まで
② 昭和 61 年 3 月から同年 6 月まで

私は、平成 8 年 10 月頃に母と一緒に市役所へ行って未納となっていた期間の国民年金保険料を納付し、未納期間が無いことを確認した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を納付した時期の記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成 2 年 3 月頃に払い出されており、当該払出時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、1 行目に平成 2 年 4 月 1 日資格取得、8 年 10 月 1 日資格喪失の記載欄に取消し斜線が引かれ、2 行目及び 3 行目に申立期間に係る資格取得及び喪失が記載されており、8 年 10 月 29 日に申立期間の資格取得及び喪失が記録追加されているオンライン記録と整合しており、当該記録追加時点まで申立期間は未加入期間であり保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する年金手帳のほか手帳を所持した記憶は無いとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から 62 年 6 月までの期間、63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間及び同年 9 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 9 月から 62 年 6 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで
③ 平成元年 9 月から同年 12 月まで

私の母は私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれ、昭和 63 年 4 月以降の納付していなかった保険料は私がまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料を納付したとする母親は、加入手続及び保険料納付の記憶が無いと説明しており、申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続の時期及び当該期間の保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間③後の平成 4 年 9 月に払い出されており、当該払出時点で、申立期間はいずれも時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する国民年金及び厚生年金保険の記号番号がそれぞれ記載された 2 冊の年金手帳のほか、別の手帳を所持したことはないとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 14 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していた事実があることが要件とされているところ、A社から提出のあった申立期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、事業主により厚生年金保険料が賞与から控除されておらず、特例法による保険給付の対象に当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 13 日

申立期間に賞与が支給されていたが、A社は当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、平成 22 年 10 月 21 日に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していたと認められることが要件とされているところ、A社から提出された平成 16 年夏期賞与明細書により、申立人は、同年 7 月 13 日に同社から賞与の支払を受けていることは確認できるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日頃まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。父親の知人の紹介で入社し、同社工場に婦人服イージーオーダー・デザイナーとして勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和 41 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の保険料控除等について確認することができない。

また、申立人をA社に紹介したとする申立人の父親の知人は、既に死亡している上、申立人は、「A社の工場に勤務していたが、製造現場とは別室であった。デザイナーに同年代の同僚はいなかったため、名前を覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができず、申立人が名字を記憶している、A社の営業担当者と本社勤務の婦人服デザイナーの二人についても、申立期間当時、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に該当する名前は無い。

さらに、A社の大手取引先営業責任者であったという従業員は、「婦人服デザイナーは、本社に2、3人在籍していた。婦人服イージーオーダーの縫製は、社名は分からないが、グループ外の下請会社に出していたので、工場には、自社の婦人服デザイナーはいなかった。」と供述している。

加えて、上記被保険者名簿から、申立期間に被保険者であり、住所が判明した 31 人に、申立人の勤務状況等を照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

また、上記被保険者名簿に、健康保険の整理番号の欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 48 年 2 月まで

A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同事業所に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所の隣にあったとするB社の現在の代表者は、「期間は特定できないが、申立人はA事業所で勤務しており、事業所の寮に住んでいたはずである。」と供述しており、申立人の戸籍の附表において、申立人は申立期間当時、A事業所の事業主宅に住所を定めていたことが確認できることから、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A事業所に係る商業登記簿謄本によると、同事業所は昭和54年3月19日にA社として設立登記されており、申立人は、当時の従業員数が自身を含めて3人と記憶していることから、申立期間は適用事業所の要件を満たしていないことがうかがえる。

さらに、A事業所の事業主は、既に死亡しており、申立人は、同僚の名字しか記憶しておらず、申立人の同事業所における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年2月1日から同年5月1日まで
② 昭和40年8月1日から同年9月1日まで

申立期間①については、A社から、同社の事業拡大に伴う転職勤務を要請され、昭和36年2月1日から勤務し始めた。3か月間の厚生年金保険料の未納があったとは思えない。申立期間②については、同社又はB社の勤務途中であり、厚生年金保険の加入期間に空白が生じる理由が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社における雇用保険の資格取得日は昭和36年5月15日と記録されており、当該期間の勤務が確認できない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は所在不明であり、申立人が転職勤務を要請されたと供述する従業員は既に死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

さらに、申立期間①当時にA社で勤務し、住所の判明した従業員に、申立人の勤務状況等について照会したが、回答のあった二人は、いずれも申立人の勤務期間を記憶していない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び従業員の回答により、申立人が、当該期間にB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和40年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、B社は同年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②は両社とも適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は所在不

明であることから、申立期間②の厚生年金保険の保険料控除について確認できない。

さらに、申立人と同様の記録となっている従業員が3人確認できるが、うち二人は死亡し、残る一人からは、照会に対する回答を得ることができず、当該期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 15 日から同年 11 月 1 日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同事業所には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所において、申立期間に申立人を記憶している元従業員がいないことから、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことを確認できない。

また、A事業所の元代表者は、「私は、昭和 36 年当時、厚生年金保険の手続関係を担当していたが、在籍者数も少なく、手続関係について誤って届け出ることはあり得ず、申立人の厚生年金保険の資格喪失時期は記録のとおりと思われる。」旨供述している。

そこで、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「私は、当時、厚生年金保険関係事務も担当していたが、厚生年金保険の手続関係は、元代表者の指示の下、間違えることは無かった。」旨供述している者がいるなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料を給与から控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 26 日から平成 2 年 6 月 26 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったB社の在籍証明書並びに同社の代表者及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間において継続してA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社の代表者は、「申立期間当時、申立人は、日本に永住する意思が無く、保険料が高額であることから、昭和 58 年 7 月 21 日に資格を取得した後、申立人の意向により、約 1 か月後に資格喪失を行った。」旨供述している上、同社から提出のあった申立人に係る 2 か月分の賃金台帳において平成 2 年 5 月の保険料が控除されおらず、同年 6 月の保険料が控除されていることが確認できる。

これは、A社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人は、昭和 58 年 8 月 26 日に資格を喪失し、平成 2 年 6 月 26 日に資格を再取得しており、当該記録がオンライン記録による厚生年金保険の被保険者記録と一致していることから確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び上記資格喪失確認通知書によると、申立人について、昭和 58 年 8 月 26 日付けの資格喪失時に健康保険証が返納されている旨の記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から5年7月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社の前身であるC社からB社まで関連会社で継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社からA社に異動し、継続して厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚の供述により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間のうち、平成3年7月1日から4年12月1日までは、A社は厚生年金保険の適用事業所でなかった上、同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除がうかがえる旨の供述を得ることはできなかった。

また、申立期間当時のA社の事業主は、「申立人は、申立期間は個人事業主として当社からの委託を受けて業務を行っていた。社員ではないので、コンサルタント報酬から社会保険料は控除していない。」と供述している上、B社も「当時の賃金台帳等が残っていないので、保険料控除については、不明である。」と回答していることから、申立期間の厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

さらに、申立人から提出のあった平成4年分及び5年分の所得税の確定申告書には、厚生年金保険料控除の記載はあるものの、4年分については、給与所得金額の記載が無く、5年分についても記載された給与所得金額から算出した厚生年金保険料額との整合性は見受けられず、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月26日から8年6月1日まで

A社には、給与額を25万円との約束で入社したが、同社に勤務した申立期間の標準報酬月額は、それより低い額になっている。受け取っていた報酬月額に間違いは無いので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、同社より受け取った賃金額に見合う標準報酬月額と比べて低額であると申し立てている。

しかし、申立人から提出のあった平成4年分及び6年分の給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等控除額を基に算定した標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致することが確認できる。

また、申立期間当時、A社が加入していたB健康保険組合及びC厚生年金基金の加入記録における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致している上、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額に係る訂正が行われた形跡も無い。

さらに、申立人のA社に係る雇用保険受給資格者証に記載された離職時賃金日額を月額に換算すると、標準報酬月額の24万円と一致することが確認できる上、同社で被保険者であった女性従業員の資格取得時の標準報酬月額は、19万円前後であることが確認できるなど、申立人の標準報酬月額が不自然であるとは言い難い。

なお、A社の当時の事業主は、申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額について確認することができない旨供述している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 12 日から 56 年 2 月 16 日まで
A 社 (昭和 55 年 2 月 25 日に B 社 から商号変更) に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社から受け取った健康保険被保険者証を使用したはずなので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間に A 社 に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A 社 が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 56 年 8 月 1 日であり、申立期間は適用事業所とはなっていない。

また、A 社 に係るオンライン記録では、昭和 57 年 5 月 20 日に適用事業所ではなくなっている上、同社の商業登記簿謄本から、同社は既に閉鎖されていることが確認できる。

さらに、申立人は、厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書などの資料を保管していない上、本件に関する会社関係者への照会をしないでほしい旨申し出ていることから、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人は、申立期間において、二つの病院で診察を受けた際に、健康保険被保険者証を使用したのを調査してほしい旨申し立てているが、当該二つの病院では、システムの記録により、申立期間における受診の事実の一部確認できるが、資料の保存期限は 5 年間とした上で、当時の資料及びデータは残っておらず、申立人の健康保険被保険者証の提出の有無や当該被保険者証の種別等については確認できないと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 55 年 4 月に入社し、申立期間も同社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、A社において昭和 60 年 4 月 30 日まで勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人から提出された昭和 55 年 4 月分から 6 か月分の給与明細書を確認したところ、入社月の同年 4 月分の給与明細書には厚生年金保険料控除の記載は無く、翌月の同年 5 月分の給与明細書において初めて厚生年金保険料の控除が確認できることから判断すると、A社では、厚生年金保険料の取扱いについて、翌月控除であったことがうかがえる。

また、申立人から提出された昭和 60 年 4 月分の給与明細書では、厚生年金保険料の控除が確認できるが、当該保険料控除は、同年 3 月の厚生年金保険料であったと考えられる。

さらに、申立人から提出された昭和 60 年分給与所得の源泉徴収票では、申立人のA社における社会保険料額の記載が確認できるが、当該保険料額は、申立人から提出された同年 1 月分から同年 4 月分までの給与明細書において確認できる社会保険料控除額の合計額と一致している。

これらのことから判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが推認できる。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。